

学校法人ノートルダム女学院におけるカスタマーハラスメントの行為の類型

- 1 そもそも要求に理由がない又は大学における教育活動と全く関係のない要求
(例：性的な要求をすること。教職員の家庭や私生活に関する要求をすること。)
- 2 大学の教育活動及び運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
(例：学生の学外での行動などに対する監視を要求すること。明らかに大学の責務とは言えない要求をすること。)
- 3 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
(例：正当な理由なく成績評価の変更を求めること。正当な理由なく単位認定、卒業判定又は学位授与に関する決定の変更を求めること。特定の教員の担当変更、異動又は退職を求めること。)
- 4 相当性を欠く賠償要求
(例：大学における教育活動と無関係である不当な賠償要求をすること。成績の低下を理由に賠償を要求すること。不合格、留年、卒業判定結果、就職活動結果等を理由として賠償を要求すること。)
- 5 身体的な攻撃
(例：殴る、蹴る、叩く等を行うこと。物を投げつけること。わざとぶつかること。つばを吐きかけること。)
- 6 精神的な攻撃
(例：教職員に対して脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等を行うこと。SNS等上へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等を行うこと。教職員を無断で撮影、録画、録音すること。)
- 7 威圧的・脅迫的な言動
(例：大きな声をあげて教職員や周囲を威嚇・威圧すること。声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張すること。マスコミやSNS等に不当な内容の情報の公開をほのめかすこと。)
- 8 継続的、執拗な言動
(例：同様の質問を執拗に繰り返し、文書等での回答を強要すること。同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。勤務時間外や教職員の自宅を訪れての謝罪等を強要すること。)
- 9 拘束的な言動
(例：面談終了後も退去せず、長時間にわたり教職員の対応を強いること。頻繁に長時間の電話を掛けて教職員を拘束すること。事務室、研究室その他執務場所において不当な居座りを行うこと。)

※以上の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。